



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年12月27日(金)

分割不能な財産などに用いる遺産分割

代償分割と換価分割

遺産分割の3つの手法

遺産分割には①現物分割、②代償分割、③換価分割の3つの手法があります。『**現物分割**』は文字通り現物そのままの形で、『**兄には土地、弟には株式**』と個々に財産を割振る方法です。このやり方は一般的ですが、**遺産のほとんどが不動産や非上場株式の場合には、資産の利用に困難をきたしたり、価値が著しく下落することがあります。**このようなケースでは『**代償分割**』や『**換価分割**』が採られることがあります。

代償分割の場合

『**代償分割**』とは**分割不能な財産を特定の相続人に相続させ、他の相続していない相続人に『代償金』を支払う**というものです。例えば、子A・Bが土地1億円を相続する場合に、子Aが土地を取得する代わりに、子Bに代償金として現金5,000万円を支払ったとします。この場合の相続税の計算は次のようなイメージになります。

	子A	子B
土地	1億円	
代償金	△5,000万円	5,000万円
課税価格	5,000万円	5,000万円
相続税額	175万円	175万円

換価分割の場合

『**換価分割**』は**分割不能な財産を売却して現金化して遺産分割を行う**手法です。相続人に『**代償金**』を支払う資金がないケースなどで用いられます。

	子A	子B
土地(換価後)	5,000万円	5,000万円
課税価格	5,000万円	5,000万円
相続税額	175万円	175万円

『**換価分割**』は現金で配分されるため、不公平感が少ない分割にはなりますが、分割前の**共有財産の状態**で売却(換価)するため子A・Bに**譲渡所得が生ずるところがネック**となります(この場合、**相続税の取得費加算の規定が適用**されます)。

代償金を支払うために資産を売却する場合

また『**代償分割**』の場合でも、代償金を支払うために**資産を売却**するというケースがあります。この場合も土地の売却により譲渡所得が生じますが、『**居住用財産の譲渡の特例(3,000万円控除)**』などが使えるケースならば、**換価分割の譲渡所得の負担よりも少なく**できるケースもあります。



分割もできないし、納税資金も足りないから、やはり専門家に相談しておこう